会員薬局各位

下記の通り、八幡薬剤師会より届きましたのでお知らせ致します。

令和6年7月4日 一般社団法人 宗像薬剤師会

公益社団法人八幡薬剤師会

会 長 有吉 浩文

## 産業医科大学病院 疑義照会の変更について

平素より本会事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、産業医科大学病院より連絡がありましたのでお知らせいたします。 産業医科大学病院における外来処方せんの疑義照会の運用が令和6年2月16日より変更 されております。処方内容の疑義照会は、処方した医師へ直接電話(代表093-603-1611) でお問い合わせください。また、疑義照会した場合は、処方変更の有無に関わらず、お問い 合わせ内容と医師からの回答を処方せんに記載して薬剤部のFAX(093-691-7385)までご報 告ください。

## 【処方内容の疑義照会】

- ① 保険薬局から、処方した医師へ電話(代表 093-603-1611)で問い合わせください。
- ② 疑義照会した場合は、処方変更の有無に関わらず、問い合わせ内容と医師からの回答を処方せんに記載して薬剤部の FAX (093-691-7385) まで報告してください。電子カルテに疑義照会の記録と処方修正が必要であれば処方オーダーを修正いたします。
- ※ 疑義照会に対して、処方した医師につながらない場合などは、薬剤部に電話(093-691-7385)でご相談ください。
- ※ 疑義照会の運用変更前は処方変更された処方せんを医事課へFAX することをお願いしていましたが、運用変更後より医事課へのFAX は不要です。

## 【保険内容の問合せ】

① 保険薬局から、医事課へ電話またはFAX(093-691-7386)で問い合わせください。

